

国民健康保険料賦課 通知書の送付について

住民課 内線325～327

平成19年度の国民健康保険料賦課通知書を今月中旬ごろ、皆様のご自宅に送付します。保険料は、4月から翌年3月までの1年間分を、6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。各納付期限は次の通りです。必ず納付期限内に納めてください。

期別	納付期限
第1期	平成19年7月2日(月)
第2期	平成19年7月31日(火)
第3期	平成19年8月31日(金)
第4期	平成19年10月1日(月)
第5期	平成19年10月31日(水)
第6期	平成19年11月30日(金)
第7期	平成19年12月25日(火)
第8期	平成20年1月31日(木)
第9期	平成20年2月29日(金)
第10期	平成20年3月31日(月)

また、保険料の納付は口座振替が便利です。申込方法は、口座のある金融機関の窓口で必要書類を持参のうえ、手続きをしてください。申込用紙は町内各金融機関に用意してあります。なお、原則的として、申し込まれた月の翌月から口座振替で納付されます。

【必要書類】

普通預金通帳・通帳印・保険証又は納付書

【取扱金融機関】

みずほ銀行・三井住友銀行・中央三井信託銀行・横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・三島信用金庫・JAかながわ西湘・郵便局

～ご存知ですか？ 国民年金任意加入制度～

住民課 内線326

国民年金から老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金（厚生年金や共済組合）に原則として25年以上加入し保険料を納付していること（保険料免除期間等を含む）が必要です。また、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料をすべて納めると満額の年金が受けられます。

しかし、年金加入期間が短く年金を受けるための受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、保険料の未納期間等があるために年金額が減額される場合は、60歳から65歳になるまで、国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。

また、65歳まで任意加入しても受給資格期間を満たせなく70歳になるまでの間で受給権が確保できる場合は、加入期間を延長できます。（特例任意加入制度）

海外に居住した場合（日本国内に住所がない場合）は、国民年金加入者ではなくなりますが、ご自身の受給する年金額を増やすためなど、希望により任意加入できます。

老齢基礎年金を受けている方や、厚生年金及び共済組合等に加入している方は任意加入できません。

【申請窓口・問合せ】

住民課

小田原社会保険事務所 ☎22-1391

～国民健康保険高齢受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちの方へ～ 「基準収入額適用申請」について

住民課 内線325

国民健康保険に加入されている70歳以上の方（国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方）及び老人保健法医療受給者証をお持ちの方で、課税所得が145万円以上の方は原則として診療機関窓口での負担割合が3割となりますが、収入の額によっては、負担割合が1割となる場合があります。

あなたは、どれに該当しますか？

(1) 課税所得が145万円未満である → 申請の必要はありません。負担割合は「1割」です。

(2) 課税所得が145万円以上ある

ア 同一世帯で70歳以上の方が

- ・ 1人で収入金額が383万円以上
- ・ 2人以上で収入金額の合計が520万円以上

→ 申請できません。
負担割合は「3割」です。

イ 同一世帯で70歳以上の方が

- ・ 1人で収入金額が383万円未満
- ・ 2人以上で収入金額の合計が520万円未満

→ 確定申告書の控え等（収入額の確認ができるもの）と印鑑を持参のうえ、窓口にお越しください。

[負担割合を「1割」に変更できます]

「収入金額」とは、所得控除前の金額です。